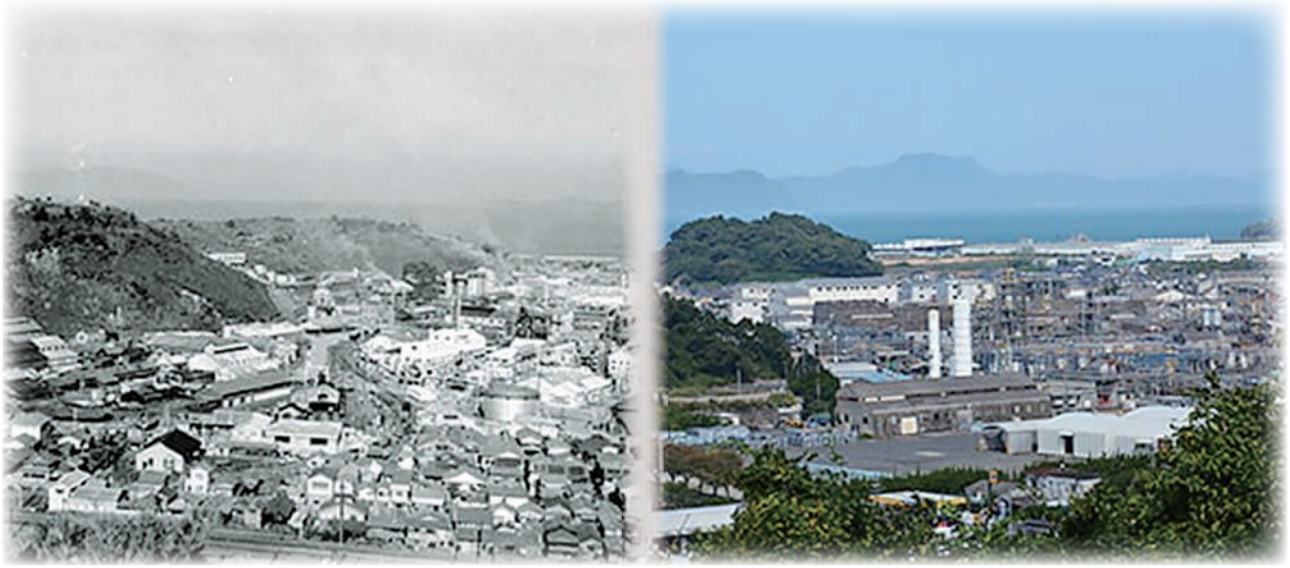
水俣学通信

第 83 号
2026. 12. 1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



水俣今昔シリーズ29「チッソ水俣工場西側」1962年と2014年

目　次

報告：
「10月１日 大阪Ｋさん訴訟地裁判決報告」…… 2
康　由美
「被災地障害者センターの現状」…… 3
東　俊裕
「今回の熊本地震によるエコパーク（水俣湾埋立地）の液状化について」…… 4
中地重晴
「国際シンポジウム『子どもへの水銀・化学物質の影響を考える集い』報告」…… 5
谷　洋一
「70年アンケート 1,175人の声から考える」…… 6
田中久稔
「大きな壁への挑戦―水俣病70年・文化企画の報告」…… 7
山下善寛
「『すかーれっと』信頼と責任」…… 7
田尻雅美
水俣学研究センター今後の予定・日録…… 8

熊本学園大学水俣学研究センター

《報 告》

10月１日　大阪Ｋさん訴訟地裁判決報告



弁護士　康　　由　美

■経緯

Ｋさんは1954年、天草生まれ。父は漁師をしていたが、後に病院勤務となる。母の実家も漁師で、魚介類中心の食生活であった。漁業が立ち行かなくなり、Ｋさんは16歳で大阪に出る。Ｋさんは､大阪で「水俣病」に対する強烈な差別を肌で感じ､「もう、ふるさとは捨てました」と語った。

Ｋさんの母は、1980年から提訴された熊本第三次国賠訴訟の勝訴原告である。Ｋさんは、テレビに写る母の姿を見たことはあるが、母と水俣病について語ったことはない。1995年、全国で争われていた訴訟の原告らは「生きているうちの救済」を信じて「政治解決」を受け容れて訴えを取り下げ、関西訴訟以外の訴訟はすべて終結する。

2004年、関西訴訟最高裁判決を受け、2009年に水俣病特措法による「救済」が始まり、2012年に締め切られる。締め切りの年、Ｋさんは、天草のきょうだいから「みんなで申請しないか」と誘われ、承諾する。しかし、認められたのは鹿児島の内陸部出身の兄の妻のみで、Ｋさんに大きな疑問が湧く。

Ｋさんらの実母が勝訴原告だったため、再度の申請が認められ、Ｋさん以外の全員が認められる。Ｋさんの疑問はふくれあがる。

■Ｋさんの決意

Ｋさんは、怒っていた。検診がいい加減だったし、自分だけが認められなかったことにつき、いくら県庁に問い合わせても納得のいく理由を説明してくれない、窓口で「それなら公健法の認定申請というやり方もある」と言われた、と言う。

公健法上の水俣病となれば、チッソから協定に基づく補償が得られる。しかし、結論が出るまでに時間がかかり、審査会が棄却すれば裁判となって最高裁まで行くので、負担も大きい。

だが、Ｋさんは力強く「やります。」と返答した。

■認定申請から提訴まで

2013年、Ｋさんは公健法上の水俣病の申請をしたが、疫学関係の聞き取りや公的検診が始まったのは、やっとその２年後である。

審査会は、Ｋさんに認められた四肢末端優位の感覚障害、視野狭窄の結果につき再検査を指示、さらに「ＭＲＩも撮った方がよいだろう」と保留にした結果、2019年、「棄却」となる。

処分を不服として審査請求を行うが、噛み合った議論とならず、結論が出されないまま、2022年、本件提訴に踏み切る。そのため、本件訴訟は不服審査請求に関する結論が出るまでの期間が長すぎるとして、その慰謝料の賠償も求めている。

■判決

Ｋさんは体調不良のため、判決日ですら出廷がかなわなかった。しかし、損害賠償請求は認められなかったものの、Ｋさんは公健法上の水俣病と認められた。

ばく露について審査会は､「父が漁師をしていたのは遅くとも昭和40年以前なので、相当程度の曝露は認められない」と結論付けた。県は訴訟で､「実母は訴えを取り下げたので勝訴判決の事実は存在しない」とまで言い切った。しかし、判決では「八代海産の魚介類を多食すれば水俣病を発症する可能性があった」としてばく露を認めたのである。

症状について判決は「口周囲の感覚障害、二点識別覚の低下、右眼の求心性視野狭窄（左眼は狭窄疑い）及び両目の眼球運動障害に加え、左上下肢及び両足趾の感覚障害（感覚低下）、運動の著しい緩徐化、構音障害等の症状」を認めた。

つまり、裁判所が認定したＫさんの症状は、52年判断条件を満たし得るほどだったのに、それでも、特措法ですら救済されなかったのである。



勝訴判決後、弁護士会館にて
（写真提供：佐伯弁護士）

■県の控訴

Ｋさんの体調不良が続き、10月13日、県庁に対して「人道的配慮」として控訴断念を求めたが、翌14日、県が控訴した。県は加害者である。それなのに認定権限を持ち、裁判所で４年の審理を経て棄却処分が取り消されたのに、さらに控訴するという。抜本的な救済はまだまだ遠い。

今後ともご支援をお願いいたします。

※カンパをお願い致します！

水俣病補償協定の締結を求める訴訟弁護団
預り金口弁護士 佐伯良祐
三井住友銀行 南森町支店　普通預金 2191657

《報 告》

被災地障害者センターの現状



現地事務局長
（水俣学研究センター客員研究員）　東　　俊 裕

2026年７月28日、三度目の震度７の地震が熊本県を襲い、震源となった宇城市を始め、熊本市南区、氷川町、八代市を中心に甚大な地震被害をもたらした。中でも、氷川町や八代市はあちこちで地盤の隆起が生じるなど、地盤自体に大きな影響が生じた。その結果、建物被害以外にも世帯の４割とも言われる井戸水利用世帯の飲料水や生活用水確保に今なお重大な影響を及ぼしている。



2026年８月１日 八代郡氷川町の倒壊した家屋
（写真：水俣学研究センター）

これまで大きな災害が起きる度に経験してきたことではあるが、被災を受けた障害者が支援の網の目から事実上取り残される事態はこの度の令和８年熊本地震においても、同様に想定し得るところであったため、発災後、熊本県下の29の障害関連団体で構成される熊本フォーラムで議論を重ね、８月17日に令和８年熊本地震被災地障害者センターを八代市に立ち上げることになった。

10年前の熊本地震の際には、被災障害者を直接の支援対象とした「被災地障害者センターくまもと」による支援活動と日本障害フォーラムによる福祉事業所を軸にした「ＪDF熊本支援センター」による支援活動の２本立てであった。しかし、今回は福祉業界の人材難のもとでボランティアの数もそう多くは望めない状況もあって、今回は両者を合同し、熊本障害フォーラムが支援活動の受け皿を整備し、ＪDFをはじめ、ゆめ風基金や難民を助ける会（ＡAR）がバックアップする体制をとることになった。

８月17日の発足以来、まずはその報道を見た障害者から相談が入り始めたが、八代市が市内在住の8,400名の障害者宅に当センターへの連絡先と支援内容を記したチラシ「ＳOSチラシ」を配布し始めた９月以降、電話がつながらないほどの支援依頼が飛び込むようになり、事務局のキャパシティーを超える時期もあったが、現在新規の件数は少なくなってはきている。しかし、単発の支援で終わることはすくないため、１日に派遣するボランティアの数や件数はほとんど変わりない状態が続いている。今後、氷川町でも「ＳOSチラシ」が配布される予定であり、再び依頼の電話が鳴り響く状況が予定されている。

10月16日段階で、相談を寄せられた方は280名を超えている。この人たちへ実施してきた支援を類型ごとにまとめると、①屋内の片付け整理、②災害廃棄物の廃棄、③諸種の悩み事に関する傾聴と相談、④給水支援、⑤入浴支援、⑥食糧支援、⑦帰宅に向けた支援等が主なものであるが、今後、⑧防寒対策、⑨白物家電、⑩家屋の修繕に関する支援のニーズにどう応えるかも課題となっている。

ちなみに、10年前の熊本地震に際して被災地障害者センターくまもとは、熊本市で約42,000人の障害者に「ＳOSチラシ」を配布するよう要請したところ、熊本市はこれを承諾して、個別に配布することになった。被災地障害者センターくまもとでは、そのチラシを見て支援の依頼をした障害者に対して、３年間支援を継続したが、支援をした障害者は669人にのぼり、901件に関する災害支援を提供した。

ところが、八代市の場合、市は8,400人に配布したが、熊本市の５分の１の配布数にもかかわらず、短期間でこれだけ多数のＳOS件数が上がってきたのは驚きである。10年前の熊本市の場合に換算すると280×５＝1,400人となり、すでに10年前を超えている状況である。

内容的には、室内の片付けや災害廃棄物の廃棄などのニーズが一番多いものの、八代市の場合、食糧支援のニーズが後を絶たないこと、生活用水の確保ができなかったり、避難所などで入浴ができなかった方の入浴支援が続いていることなど、特異とも思える状況がある。

このうち入浴支援に関しては、被災後１ヶ月ほど入浴できていない全盲の女性のニーズをきっかけとして送迎付きの入浴支援を始めたところ、多くのニーズがあることが分かり、ほぼ毎日、午前、午後に分けて予定が入っている状態である。給水支援に関しては、そうしたニーズに応えるだけの専門性のないセンターとしてはＡＡＲ（難民を助ける会）と連携をはかるなどして、給水タンクやポンプを設置して、給水所までの水の運搬の困難さを解消している状況である。

こうした件数の多さやニーズの特徴が何を物語るのか、日ごろの障害者の置かれている状況にも深くつながっている問題だけに問題究明が必要となるところである。

《報 告》

今回の熊本地震によるエコパーク（水俣湾埋立地）の液状化について



熊本学園大学社会福祉学部
（水俣学研究センター長） 中 地 重 晴

はじめに

本年７月28日に発生した令和８年熊本地震では、地震の規模はマグニチュード7.1（暫定値）で、宇城市、氷川町では、震度７の大きな揺れが発生しました。死者38名（震災関連死含む）、重軽症376名、建物被害69,604棟と甚大な被害が発生しました。嘉島町のイオンモール熊本のガス爆発事故や八代市の日本製紙の煙突崩落など深刻な被害もありました。

水俣市では、牧ノ内と陣内の２か所に震度測定器が設置されており、気象庁のホームページから情報を入手できます。今回の地震の揺れは、牧ノ内では震度５強、陣内では震度５弱を観測したようです。10年前、2016年の熊本地震の際には、前震で震度４、本震で震度５弱を観測しており、今回の地震の方が大きく揺れました。

エコパークで液状化が発生

翌日の熊本日日新聞で報道されましたが、エコパーク（水俣湾埋立地）内の３か所で、液状化が発生しました。場所は、竹林公園、ナーサリー前の道路、ソフトボール場Ｂ面付近の３か所です。写真はナーサリー前の道路で、地震発生の当日にブルーシートがかけられて、砂の吹き出し口は確認できません。



ブルーシートがかけられたナーサリー前道路
2026年７月29日撮影（写真：水俣学研究センター）

エコパークは、1977年から1990年にかけて、水俣湾内の高濃度に水銀を含有する底質ヘドロを浚渫し、百間排水口付近から埋め立て造成したものです。今回、比較的百間排水口に近い湾奥部だった元の海岸線に隣接する部分で液状化が発生しました。

熊本県は、液状化が確認された部分にブルーシートを敷いて、周囲への飛散を防止し、噴き出した砂の水銀量を分析して安全性を確認したとのことで、９月15日には、水銀は検出されなかったとして、ブルーシートを撤去し、噴き出した砂を回収し、安全を宣言しました。

汚染サイトとして評価が必要

高濃度の水銀含有ヘドロを浚渫し、埋め立てたエコパークについては、筆者は水銀に関する水俣条約の第12条の汚染サイトとして、リスク評価し、管理する必要性を訴えてきました。国は、汚染サイトに関しては、土壌汚染対策法や水質汚濁防止法で対応済みという見解で、水俣条約発効後も、何も対応していません。それでよいのか疑問です。

今回噴き出した砂については、水銀不検出という熊本県の説明ですが、どういう分析をしたのか、総水銀量なのか、メチル水銀量なのか、定量下限値は示されておらず、水銀が含まれていないという根拠を示した説明がされていません。水俣市民からの質問にも聞く耳持たずの対応だということです。

水俣湾埋立地の護岸の健全性については、2009年から熊本県が水俣湾公害防止事業埋立地護岸等耐震及び老朽化対策検討委員会で検討し、2015年２月に、今後40年以上にわたって、性能を維持できるという結論を出しています。

一方、2016年３月には、水俣湾公害防止事業埋立地護岸等維持管理委員会を設置して、エコパークを維持管理すると熊本県は発表していましたが、今回の地震で液状化の発生や護岸の健全性の評価をどのように行ったのか、上記の委員会名での発表はありません。また、熊本県のホームページからも検索できません。

耐震および老朽化対策委員会ではレベル１（75年に１回程度発生する）、レベル２（想定する最大級のもの）の地震で、液状化や護岸の破損による水銀の流出の可能性を検討し、リスクは小さいと判断しています。７月28日以降、牧ノ内では、震度１以上の地震が131回観測されており、震源が不知火海側に移動してきています。今回の熊本地震を踏まえて、日奈久断層の不知火海側の割れ残りについて、きちんとリスクを再評価する必要があると思います。

《報 告》

国際シンポジウム「子どもへの水銀・化学物質の影響を考える集い」報告

水銀に関する水俣条約推進ネットワーク事務局
（水俣学研究センター客員研究員）　谷　洋一



9月27日（日）午後、水俣市もやい館ホールにおいて、国際シンポジウム「子どもへの水銀・化学物質の影響を考えるが水銀に関する水俣条約推進ネットワークの主催で開催された。

フィリップ・グランジャン博士（デンマーク国立公衆衛生研究所、米国ロードアイランド大学）は「水俣からの警告、化学物質汚染が次世代へ及ぼす影響」について講演された。彼は1990年代デンマーク・フェロー諸島の出生コホートに関する研究でメチル水銀が微量であっても胎児や小児の脳や運動機能の発達に大きな影響を与えることを明らかにし、米国科学アカデミー（NAS）から高く評価されると共に国連環境計画（UNEP）による水銀汚染規制のための「水銀に関する水俣条約」策定に大きな貢献をしたことでも知られるデンマークの環境疫学者である。

講演では医学生だった時、1972年のスエーデン・ストックホルムで開催された国連環境計画（UNEP）の第1回会議に参加した坂本しのぶさんの話と写真を取材した兄から聞かされ、そのことに衝撃を受けて環境汚染や水銀に関する研究を始めたこと。彼女は私にとって真の勇者であり、過去水俣を訪れるたびに彼女と会うことを楽しみにしていると語った。

フェロー諸島での研究は初期様々な批判に晒され、評価を与えられない時期もあったが、住民や多くの研究者たちの協力で、微量のメチル水銀でも子どもの運動機能、注意力、言語、言語性記憶などに遅れが見られ、知能指数（IQ）も低下するなど、その後も影響は持続することが分かった。このことから、脆弱な子どもたちの脳を守ることが急務であることを訴えられた。



講演中のグランジャン博士　2026年9月27日
（写真提供：フリージャーナリスト 斎藤靖史）

神経毒性は過小評価されており、様々な化学物質によって、脆弱な子どもたちの脳を守ることが重要である。損傷は永続的な変化につながり、疾患や診断がないことは、有害な影響がないことを意味しない。IQの欠損は社会にとっても非常にコストが大きい。

未だ、世界では小規模金採掘など様々なところで水銀が使われている。直ちにそれら水銀の使用を停止し、汚染を拡散させてはならないことは水俣からの警告である。ぜひ、ここに参加の皆様とともに水銀被害の拡大防止に取り組まねばならないと訴えられた。

続いて、岡山大学大学院医歯学総合研究科 疫学・衛生学分野、頼藤貴志教授が「水俣における胎児期曝露の影響と課題」について報告された。成人期曝露と胎児期曝露の症状の違いなど解説された後、胎児期曝露では、受精が成立しなかった群、流産・死産、そして胎児性水俣病、神経認知機能、自律神経機能に影響を受けている人たちという集団について検証が必要であること。臍帯メチル水銀濃度や出生児の男児割合いなどいかに胎児が水俣で深刻な影響を受けてきたかを報告された。

また、初期胎児性水俣病として認定された患者の方の高齢化とともに日常生活動作（ADL）低下が懸念されること。日常生活のサポートが重要であることなどを提言された。まとめとして、胎児期メチル水銀曝露による症状は多彩であり、低濃度メチル水銀曝露を受けた方々には神経学的機能や認知機能が影響を受けており、就学、就労、生活において大きな困難を与え続けてきているが、周りからは理解されず、見過ごされてきた課題であり、今後継続的調査が必要であることを提言された。

集会には80名ほどが参加し、その中には胎児期にメチル水銀曝露を受けた世代の方々も多く、今後の取り組みの必要性を考えさせられる集まりとなった。

グランジャン博士夫妻は5日間の水俣滞在の後、京都では同志社大学で学生の方々などに講演、東京ではダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議などの市民を対象にした講演会を行い、10月2日にデンマークに無事帰国された。

《報 告》

70年アンケート 1,175人の声から考える

朝日新聞記者　田 中 久 稔

水俣病患者・被害者はどのような状況に置かれ、何を思っているのか。公式確認から70年を迎えるにあたり、被害の実相に迫り、課題を探るため、熊本学園大学水俣学研究センターと朝日新聞社、ＫＡＢ熊本朝日放送、ＫＫＢ鹿児島放送は「水俣病公式確認70年アンケート」を実施した。公式確認60年の2016年に水俣学研究センターと朝日新聞社が初めて行った前回アンケートに続く、当事者を対象にした類例のない調査である。

昨年11月に患者・被害者団体などの協力により5,825人に郵送と手渡しで配布し、1,175人から回答を得た。回収率は20.17%（前回調査29.27%）。平均年齢は74.9歳（前回調査70.3歳）。団体側から、加齢で読み書きがつらくなったり、入院中であったりして「回答が難しい患者さんが増えた」という声も聞いた。前回調査から確かに10年が過ぎたことを印象づけたが、それでも多くの方がペンを取ってくださった。この場を借りて深くお礼を申し上げたい。

健康状態、差別と偏見、教訓の継承、認定・救済制度、原因企業チッソの評価、行政の評価などを幅広くおたずねした。回答結果は示唆に富むものだった。

「自分が水俣病だと気づいたのはいつごろですか」との問いに48.7%が「20年前」「10年前」「最近」と答えた（前回調査では59.6%が20年以内、38.4%が10年以内）。かつての急性劇症患者の姿や認定基準のハードルなどから水俣病像が限定され、忌避意識も相まって、被害の気づきが遅れた可能性がある。それは補償や救済の遅れに直結する。

差別や偏見は依然として根深い。28.1%は自分自身や家族が「この数年で」差別や偏見を経験したと答えた。「馬鹿にされたり、悪口や陰口を言われた」「裁判をしたことを非難された」「補償金や一時金をもらったことを非難された」などと答えた。

今回初めて、日常生活での動作や活動の可否を尋ねた。内閣府の全国調査結果と比較したところ「いすに座った状態から何もつかまらずに立ち上がっている」「階段を手すりや壁をつたわらずにのぼっている」など全７項目で、70年アンケート回答者の方が「できない」と答えた割合が多かった。一般の高齢者よりも日常動作に難がある様子がうかがえる。

当事者の高齢化が進むなか、近年、事実と異なる情報発信など教訓の風化を物語る出来事が相次いだ。水俣病の経験が「十分に伝わっている」「ある程度伝わっている」と答えたのは46.0%。設問が若干異なるため単純比較はできないが、前回調査の52.3%から減った。「あまり伝わっていない」「まったく伝わっていない」は40.0%（前回調査35.9%）。理由として「水俣病が終わったことと思われている」「正しく伝えられていない」を選ぶ人が多かった。風化への懸念が表れたと言える。

「最終解決」を掲げた水俣病被害者救済法に基づく救済策は2010年代に終了している。新たな救済策は必要かを尋ねると53.5%が必要と答えた。潜在した被害や救われずに残された被害への関心は高い。

こうした現状に、水俣病問題は解決したと思うか尋ねた。「解決していない」と答えた人が67.5%（前回調査70.9%）に達した。理由として「まだ救済されていない被害者がいるから」「患者認定を求める人や、損害賠償を求めて裁判を起こしている人がいるから」を挙げた人が多かった。進行形で認定申請や訴訟をしている回答者だけでなく、過去の救済策などで何らかの補償・救済を受けた回答者でも「解決していない」が最多を占めた。70年を経て表れたこの結果を、国や熊本県、チッソはどう受けとめるのだろうか。

アンケート票の自由記述欄には思いの丈が綴られていた。「親しかった友人に水俣病を告知した時、自然に離れていった…」「私たちはもうじかんがありません。早いかいけつをおねがいします」「20年もしたら患者はすべて死亡して、未解決で、チッソもふくめて、一安心することでしょう」。時に乱れた字で、時に細かな字でびっしりと。声なき慟哭と告発がそこにあった。

任意で連絡先を知らせて下さった回答者には記者が会いに行き、直接思いをうかがった。アンケートの集計結果と併せて新聞・テレビの特集で詳報し、ウェブ配信の企画や講演会でも伝えた。水俣学研究センターは集計結果を70年連続シンポジウム（水俣病被害者・支援者連絡会主催）や日本文化人類学会などで発表し、最終報告書をまとめるため詳細な検討・分析を重ねている。「水俣学講義」を含め様々な機会を捉えて発信していく。

70年の年は、過ちの連続だった水俣病事件史を過去のものとして回顧する、そんな節目にはならなかった。残念なことに、過ちは進行形である。70年アンケートはそれを再確認させた。水俣病事件の解決とは何か。教訓とは何か。71年以降も問いが続く。

《報 告》

大きな壁への挑戦―水俣病70年・文化企画の報告



水俣病被害者・支援者連絡会
（水俣学研究センター客員研究員）　山 下 善 寛

水俣病公式確認から70年目の今年、水俣病被害者・支援者連絡会（以下、連絡会）では、講演会開催のほか多くの人に「水俣病の現状と課題を知ってもらう」ため、熊本県の70年事業の補助を一部受け、(1) 水俣病関連映画上映会　(2) 水俣病と環境問題を扱った創作劇「令和いきもの会議」の公演　(3)「写真・絵画・書道」展・創作ダンスの発表を企画し実行しました。

映画上映会は、水俣病の歴史を身近に知ってもらうことから始めようと、４月26日（日）を、午前の部・午後の部・夜の部に分け、土本典昭監督の「水俣病～20年・30年」、西山正啓監督の「水俣我が故郷」，佐藤睦監督の「阿賀に生きる」等５本の映画を上映し、水俣以外と新潟からも旗野さんが駆けつけてくださる等、多くの人に水俣病関連の映画を観てもらいました。

創作劇「令和いきもの会議」は、人間だけでなく高森峠の二ホンカモシカ・水俣の太刀魚・諫早のムツゴロウなどが登場する、環境問題に焦点を当て諫早干拓・水俣病等を題材にしたミュージカル劇で、大人から子どもまで楽しみながら環境問題を学ぶことができ、



天然木の熱演にみんなが魅了された１日でした。

「写真・絵画・書道」・「創作ダンス」は、水俣に限らず近郊に生きるすべての人の人権について、障害・性差・差別・偏見・専門性・ジャンル等を越え、「水俣を生きる」人の作品を通して、生きることの大切さと課題を学ぶことができたらと企画しました。作品集めに苦労しましたが、50点の力作が集まり、それぞれ大きな壁にぶっつかりながら、それぞれの場所（地域）で、一生懸命に生きている「作品・創作ダンス」に出会うことでき、多くの宝物を発見することができ、水俣の底力を感じると共に、水俣病への関心の深まりと、課題が見えた企画だったと思います。

《報 告》

『すかーれっと』信頼と責任



熊本学園大学水俣学研究センター研究員　田 尻 雅 美

『すかーれっと SHINOBU SAKAMOTO PHOTOBOOK』は、2026年７月20日に出版された。出版日だけでも、制作した斎藤靖史氏の思いが伝わる。そして、「すかーれっと」は英語で、緋色、炎の色を意味するそうだ。坂本しのぶさんの人生を表す一言・色としてピッタリなタイトルを選ばれたのだと感心をした。

写真は2015年から2026年に撮影された、坂本しのぶさんの様々な姿が映し出されている。コメントは最小限。『すかーれっと』を手にした方にゆだねているのだろう。

報道や講演などで多くの人が知ることができる坂本しのぶさんと、普段の生活を共に過ごしてきた人、身近な人以外が目にすることがない坂本しのぶさんの姿が描き出されている。信頼があってこそ『すかーれっと』はできたのだと思う。

坂本しのぶさんが「水俣病は終わっておりません」と言い続けて何十年が過ぎているのか。斎藤氏は、その言葉、思いを引き受ける責任があるのだろうと感じた。

信頼と責任があって、水俣病公式確認から70年目の坂本しのぶさんの誕生日に出版された『すかーれっと』を、多くの人に手に取って欲しい。

『すかーれっと』
坂本しのぶ 写真集

写真と文：斎藤靖史
定　価：2,500円＋税（B5版/124ページ）
ISBN：978-4-9914788-0-2
出版社：うばんぎゃ企画（ubangyaa@gmail.com）
購入は公式通販サイト：https://ubangyaa.stores.jp/

購入はこちらから

今後の予定

第21回 水俣病事件研究交流集会
開催日時：2027年１月９日（土）
13:30～17:00（13:00受付開始）
１月10日（日）
９:30～15:00（９:00受付開始）
会　　場：エコネットみなまた（水俣市南福寺60）
○懇親会：１月９日（土）19:00～21:00
5,500円（会場：あらせ　水俣市栄町２丁目2-7）
＊懇親会は事前の申込みが必要です。
参加申込：**12月18日（金）まで**
申 込 先：熊本学園大学水俣学研究センター
ＴＥＬ：096-364-8913
ＦＡＸ：096-364-5320
E-mail：minamata@kumagaku.ac.jp
＊視聴のみオンラインで参加ができます。
◎オンライン視聴の方は、研究交流集会当日水俣学研究センターＨＰに掲載いたします。（申込み不要）

水俣病公式確認70年アンケート調査報告会
開催日時：2027年２月13日（土）13:00～16:00
会　　場：熊本学園大学14号館１階1411教室
＊参加費無料、どなたでも参加できます。

水俣学研究センター日録

4月
2日　ＫＡＢ資料閲覧（大学）
7日　ＤＢ科研打合せ（オンライン）
10日　水俣環境市民会議運営委員会（水俣）
11日　水俣病被害者互助会判決前集会（水俣）
『環境と公害』座談会（水俣）
17日　若かった患者の会（水俣）
18日　日本環境会議事務局会議・公害研究委員会（京都）
23日　水俣病被害者互助会認定義務付け訴訟判決（福岡）
29日　水俣病70年シンポ：講演「水俣病公式確認70年アンケート集計結果の報告」：中地（水俣）
水俣病被害者互助会判決報告集会（水俣）
30日　水俣病被害者と環境省懇談会（水俣）

5月
1日　水俣病慰霊祭（水俣）
12日　水俣環境市民会議運営委員会（水俣）
14日　基盤研究Ｂ「水俣病事件における『犠牲者非難』の国際比較研究」研究会（大学）
18－19日　東日本大震災・原子力災害伝承館研修受入れ：花田・中地（大学）井上（大学・水俣）
23日　水俣病70年連続シンポ「水俣湾・不知火海全域の環境汚染の実態と把握、環境復元へ」：中地（水俣）
26日　東京科学大学調査受入れ（大学）
30日　第60回日本文化人類学会開催校シンポジウム「水俣と文化人類学―公式確認70年目を迎えて」「水俣病70年 深淵化する犠牲者非難――被害実態アンケート調査の結果と展望」：井上（九州大学）
公害研究委員会（オンライン）

6月
4－5日　部落解放・人権研究所ヒアリング調査（大阪）
5日　水俣の環境を考える市民会議（水俣）
6日　若かった患者の会（水俣）
10－11日　ＤＢ科研打合せ（大学・水俣）
11日　原田正純先生命日
12日　水俣の歴史的遺構（跡）を残す会打合せ（オンライン）
17日　Ｏ氏水俣病認定義務付け訴訟傍聴（熊本地裁）
19日　静岡大学資料閲覧（大学）
22日　2026年度水俣学研究センター総会（大学）
24日　大阪公立大学カナダ水俣病打合せ（オンライン）

7月
7日　水俣の歴史的遺構（跡）を残す会打合せ（水俣）
10日　司法書士会水俣現地研修受入れ：花田・田尻（水俣）
11日　若かった患者の会（水俣）
17日　水俣環境市民会議運営委員会（水俣）
18日　公害研究委員会（オンライン）
24日　若かった患者の会（水俣）
25日　水俣病公式確認70年文化事業（水俣）

8月
3、24日　中央大学法と正義の資料館打合せ（オンライン）
21日　若かった患者の会（水俣）
24日　水俣環境市民会議運営委員会（水俣）

9月
2日　『水俣学研究』編集委員会（大学）
9－10日　茨城県立医療大学研修受入れ：花田（水俣）
14－15日　中央大学法と正義の資料館資料閲覧（大学）
15日　環境省との実務者協議（水俣）
19日　朝日地球会議収録：田尻（熊本）
24日　第25期水俣学講義１回目：田尻（大学）
水俣環境市民会議（水俣）
27日　国際シンポジウム「子どもへの水銀・化学物質の影響を考える」：中地（水俣）
29日　第23期公開講座１回目：中地（水俣）
同和問題宗教者連絡会議人権教育啓発相談員協議会・研修会「水俣病と子どものいのち」：花田（水俣）
隔週火曜：健康・医療・福祉相談（水俣）
そ の 他：水俣病公式確認70年アンケート調査検討会９回、取材受入れ・協力、胎児性水俣病世代の被害に関するＷＧ、水俣病研究会資料貸出と返却受入れ、水俣病行政不服検討会、部落問題、障害者問題、ＰＦＡＳ関連、子どもケミネット、アスベスト関連、ダイオキシン関係、環境安全センター、能登半島地震、廃棄物研究会、化学物質と環境政策、福島関連などの会議や検討会も行いました。

編集後記

水俣病の公式確認から70年、認定義務付け訴訟原告Ｋ氏が勝訴したが、加害者の熊本県は控訴した。いつまで被害者を苦しめるのか。

（Ｍ・Ｔ）

水俣学通信
第83号 2026.12.1
編　集／熊本学園大学水俣学研究センター　　発行人／中地　重晴
連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1　熊本学園大学水俣学研究センター
Tel：096-364-8913(ダイヤルイン)　Fax：096-364-5320
https://gkbn.kumagaku.ac.jp/minamata　E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp
印　刷／ホープ印刷株式会社